

上野原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月15日

上野原市長 村上 信行

上野原市条例第28号

上野原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。次条において「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。